

第 1 回座間味村議会定例会

第 2 日 目

3 月 1 1 日

令和7年第1回座間味村議会定例会会議録				
招 集 年 月 日	令 和 7 年 3 月 1 0 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 議	令和7年3月11日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	令和7年3月11日 午後4時15分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	又 吉 文 江	6 番	宮 平 清 志
	2 番	西 田 吉之介	7 番	宮 平 喜 文
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 秀 克		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	2 番	西 田 吉之介	3 番	垣 花 太 郎
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	会 計 課 長	宮 平 壮一郎
	教 育 長	垣 花 健	教 育 課 長	糸 嶺 直 生
	総 務 課 長	松 田 力	産業振興課参事	中 村 悟
	住 民 課 長	石 川 聖 子		
	産業振興課長	宮 平 明		
	船舶・観光課長	仲宗根 寛		

令和7年第1回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（令和7年3月11日午前10時00分開議）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2	議案第6号	令和6年度座間味村一般会計補正予算（第8号）について
3	議案第7号	令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について
4	議案第8号	令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第6号）について
5	議案第9号	座間味村職員定数条例の一部を改正する条例について
6	議案第10号	座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
7	議案第11号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
8	議案第12号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
9	議案第13号	座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
10	議案第14号	座間味村地域総合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
11	議案第15号	座間味村使用料条例の一部を改正する条例について
12		提出議案の説明（議案第16号～議案第21号まで）
13	議案第16号	令和7年度座間味村一般会計予算について

○ 議長（宮平喜文）

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議（午前１０時００分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、２番 西田吉之介議員及び３番 垣花太郎議員を指名します。

日程第２．議案第６号 令和６年度座間味村一般会計補正予算（第８号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。２番 西田吉之介議員。

○ ２番（西田吉之介議員）

おはようございます。今日も一日よろしく申し上げます。資料の１１ページをお願いいたします。１１ページの使用料のところですが、７目の教育使用料とあります。児童生徒交流施設使用料、全協でもお伺いしましたが、この使用料の期限はいつからいつまでの期限になっているか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。これは当初予算を計上したものより、使用料が増えまして１７万５，０００円増の補正となります。

○ 議長（宮平喜文）

２番 西田吉之介議員。

○ ２番（西田吉之介議員）

これは冬場のヨットの方々が来たための増となった分ですか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

その通りです。

○ 議長（宮平喜文）

２番 西田吉之介議員。

○ ２番（西田吉之介議員）

ちょっと早い段階で申し訳ないですが、昨日の文江議員の一般質問でもありました。ヨット、セーリングに関する協定書についてですが、ちょっといろいろ私のほうでも調べて、この後の令和７年度の予算にもかかることなので、今のうちに見解を伺いたいと思いますが、まずこのセーリング競技における強化拠点化に向けた連携協定書の中にあります、第１条、皆さん持っていないと思うので読み上げます。甲というのが日本セーリング、乙が沖縄県、丙が座間味村。

甲は、東京２０２０大会及びそれ以降のオリンピック大会を見据えた冬季キャンプ実施に当たり、沖縄県の海域、座間味村の海域及び施設を可能な限り利用するとあります。この文言の中で２０２０年東京オリンピック大会、それ以降のオリンピック大会を見据えたという文言が、これは長期的にという捉え方ができると思いますが、まずその認識だけ確認したいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

西田議員のおっしゃるとおりだと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

長期的に今後のオリンピック強化に向けて、沖縄と座間味村の海及びその施設を可能な限り利用する。これはいいことだとは思いますが、地方自治法第96条、これは議決の事件です。議会の審議を諮らないといけない事項の中に、第11に条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせることについては、これは議会の議決を諮る必要があると思うんですが、このセーリングにおける強化拠点に向けた連携協定書、これは地方自治法第96条で定める11に当てはまると思うんですが、見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

この地方自治法第96条の文言ですが、基本的に長期的に独占的にとあります。今回、セーリングの場合は、可能な限りですので、こちらとしては独占的ではなく、なおかつ長期的といえども、その1年間に對して例えば11月から2月までなので、その長期的にという考えではなくて可能な限りですので、この自治法にこの議会の議決が必要という認識ではありません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

その説明で、じゃあ村民の方みんなが納得するという解釈でいいですか。今回頂いた資料の中にオリンピック委員会のほうから提示された要望の中に、座間味村歴史文化センターでの施設使用料（トレーニングジムを含む）水道、バース代金に関しても、セーリング競技艇及びコーチボートに関して、全て免除で合意しています。合宿期間中は施設のスペアマスターキーをお借りし、いつでも使用できるよう対応していただき、合宿最終日に返却というルールで展開しています。これは長期的、短期的、このスパンによるものだと思うんですが、11月から2月までという1年間の中で、その11月、12月、1月、2月、4か月を短期と見るのか長期と見るのかによって、大分解釈の内容が変わると思います。これが2020年の東京オリンピック以降、協定書に書いてある見据えた冬季キャンプ実施に当たりとなっていますけれども、これはどう解釈しても長期に当たると見なされると思うんですが、短期的という解釈でよろしいんですか。ましてや施設のマスターキーを持って、いつでも利用できる。これは占有に当たるとは思うんですが、いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的に長期的にということなんです、長期的に独占的に契約をする。今回、昨年の議会でも1回、提案議案として出させてもらいました。指定管理です。例えば、ああいった3年間、独占的にこの施設の管理の委託を受ける、そういったのが長期的。今回に関しては、期限付であるので長期の契約というふうには見なしていないという考えであります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この協定書に係る期限はいつになっていますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

協定書に関する期限はございません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

それは長期に当たりませんか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

長期的にというか、確かに今施設のもともと指定管理はなされていなくて、管理が行き届かないので、キーを渡しておりますが、そのときにも村民が利用する場合にもこちらのほうで貸出しはしておりますので、その長期的にというところの観点で言ったら、長期的ではないということです。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

多分この協議は平行線に行くので、ちょっともう1個、このヨットの方々が泊まる座間味村児童・生徒交流センター、これに関しても交流センターの施設利用は、これまでどおり食堂兼研修室、プレイルームの使用に関しては、使用料全額免除、その他、お風呂、シャワー、洗濯機に関しても全額免除を引き続きお願いいたしますと。宿泊は、たしかここは大人は1泊2、500円だと思います。それが510円で合意と。その他使用ルームも1時間あたり1、000円からプレイルーム兼講堂では1時間あたり5、000円の使用料がかかりますが、それも全て免除と。先ほど課長のほうがおっしゃいました、地域の方も使えますよと言いますが、実際に地域の方が利用しに行って、ヨットの方々が占有しているので、「ここは私たちが今独占で使っていますので」と追い返された方もいます。これに対してはどう説明しますか。協議を求めたところ、「いや、これはもう村長と話が決まっています」ということで、なぜ地域の方が地域のための施設を使うことができず、ヨットの方が占有して、しかもこれだけの免除を議会の協議に諮ることなくオーケーしているのか。これは一地域住民としても納得できるものではないと思うんですが、そこはどう説明いたしますか、お願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

先ほども申し上げましたように、まず第1点、長期的な契約ではございませんので、そこは御理解いただきたいと思います。これは協定書であって契約ではないので、そこは御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今お話ししましたように、あくまでもこれは協定であり契約ではないですので、その辺は御理解いただきたいと思います。昨年もおとしもこの数年、確かにセーリングのキャンプに来ておりまして、トレーニングセンターの使用も行っておりますが、例えば完全に分離している形ではなくて、夜とか空いているときは村民の方も御利用しているときもありますので、西田議員から今御指摘のトラブルがあったというのは、ちょっと私たちも確認をしていませんので、その辺はどうだったのかというのは確認させていただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ではその確認をされてから、この予算案を通す形でいいですか。じゃないと後で確認しますだと、また何らかの形でうやむやにされても困るので。どう考えてもこれは協定書、契約ではない。じゃあこれも契約ではないということですよね。この協議はどうされたんですか。1泊あたり大人2,500円という例規集改定がありました。教育委員会のほうに確認したところ、宿泊日数に応じて2,500円で計算して請求を出したら、これは違うよと。うちは協定を結んでいるから、1泊あたり510円ですよというふうに返された。教育委員会もその事実は知らなかったと。これは契約と言わずして何と言うんですか。何を基にそういうお金の行為が全額免除とか許されているんですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これはあくまでも協定の中で話し合いをした中でそういった議論が行われていますので、契約ではないという認識です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

何を根拠にそれがされているんですかと。地方自治法にも書いてある長期的かつそういった施設を使う場合は、独占的な利用。長期じゃないとしても独占的に使用しているじゃないですか。そういうものに関しては、ちゃんと地方自治法にのっとって議会の議決を諮る必要があると思います。私はヨットの人たちが来るなどではないですよ。全然いいです。冬の慶良間の海域でトレーニングされて強化を図る。とてもいいことだと思います。ただ一般地域住民からは利用料を毎回取る、使用料使用料、徴収徴収と言っておきながら、なぜヨットの方々にはこれだけいい待遇、全額免除、施設も1泊あたり2,500円と規約で決めているはずなのに510円なのか。使うなら使うだけいいですよ。その代わりしっかり使用料を払っていただかないといけないですよ。それを村長が協定を結びましたというのは、言い方は悪いかもしれないけれども、これは村長の職権濫用じゃないですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私にも裁量がございます。村民の負託を受けて村長になっておりまして、一人一人の村民の皆さんの思い描いている村長像というのは100%できないのは重々承知しておりますが、私も村長に当選させていただいたからには、それなりの裁量を持たせていただく中で、村民に有益なことに关してはやっていきます。そして先ほどから村民の皆さんには、昨日もそうですが、一般質問の中でも村長は村民に優しくないという発言がございましたが、この一部だけを見て村民からお金を取ってほかのところから取っていないと言う発言も私はおかしいと思っております。トータル的に考えていただきたいというのは、例えば村民に対しては船賃が安くなっているのも県の制度ではございますが、私のほうで制度設計をさせていただいておりますし、いろいろなところで村民が暮らしやすい環境もつくってきております。この一つだけを取って村民からお金を取ってほかは取らないという、この部分で言うところとそうかもしれないですけども、生活していく環境の中で、確実に私は村長になって役場の職員、そして議員の皆様方と議論をする中で、住み心地のいい島に少しずつでも近づいてきているというふうに思っておりますので、そこは御理解いただきたいと思ひますし、契約と協定というのは言葉が違ふとあり、この意味合いも多分違ふと思ひます。これは辞書で調べてもそうだと思います。拘束力の問題だったりということもありますし、そういったところも含めて私は仕事をさせていただいております。先ほどから長期的な独占という話がありますが、年間を通じてとかそういった意味合いだと私は認識しておりまして、このセーリングが来ている間でも、この時間帯はセーリングに使わせていただきたいということに対してオーケーを出しているわけで、使っていない時間帯でも村民の皆さんが使えない環境ではなかったという認識をしております。ただ去年、連絡の行き違ひがあつて、そういったことが多少あつたという話を聞いておりますので、担当課長からもその辺はしっかりと連絡を密にして是正をしていくという話をしておりますので、その辺はぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

私の質疑の答えになっていないと思うんですが、伺いたいのは、契約書ではない、協定である。その協定でこれだけの免除をする。もちろん村民がヨットの方々が使っていないときは使つていいですよ。それはそうだと思いますよ。空いているのだから。それはそうなんですけれども、その村民の方々も全額免除でいいですか。なぜ村民からはお金を取るのに強化指定のところはこれだけ免除が許されるのかというのが一つと、しっかりと協定書であろうが、議会にかけると必要があると思ひます。年間にしたらこれ、ちょっと休憩しても構いませんので、年間にしてこの宿泊日数及びこの人たちが使ったトレーニングの時間がありますよね。この時間は使いますと。それに応じて本当は実際に幾ら収益が上がつていたのか、それをどれだけ免除しているのかというのを出示してください。じゃないとこのお金がかかることに関しては、議会を通さないとけないじゃないですか。そこにもかかつてくると思ひます。

マスターキーを持つて自由に使うというのは、これは独占的な使用に当たると思ひます。確かに解釈の仕方ではいろいろずれは出てくると思ひますけれども、私が言いたいのは、まずこれだけの財政難が続いている座間味村において、収益を上げられる部分から取らない。それに関して地方自治法でもうたっている文言に、これも解釈の仕方によるかもしれませんが、1年間における4か月が長期でないと言ふんだったらそれはないでいいですよ。私はあると思ひます。1年間のうちの4か月は長期だと思ひます。それに対して施設使用をするのであれば議会の議決を経る必要があるというものに通せばいいじゃないですか。通した上でしっかりお金も、じゃあここまでは強化合宿のためにやりましようねというそういう議論もされないまま、一方的に村長の独断と偏見でこういう案が通っていくのは、私はおかしいと訴えているだけで、なのでこれは議論

が必要だと思います。それを、いや長期じゃないですよと言うのであれば、そこはもうしっかり村民の皆様にもその周知を伝えて、皆さんが納得いく形で冬の期間は、その隙間時間を村民が利用料金を払って使う、そういうちゃんと周知をしてください。お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

周知に関してはしっかりやっていこうと思っております。ただ先ほどからありますように、解釈の違いかもしれませんという話ですが、私たちは地方自治法にうたわれている内容からすると、議会の議決を経る内容ではないというふうに認識をしていると、そういうふうな立場で仕事をさせていただいております。それが前に進まないというのであれば、先ほど西田議員がおっしゃったように審議ができないというのは、これは私たちが決めることではございませんので、議会の中で議長を中心にこの予算案についての審議ができないのかできるのか、そこは私たちが判断するべきではございません。私たちは提案をさせていただいている立場ですので、それに対して答えるところをしっかりと答えていく。

先ほどの話に戻しますと、解釈は違うかもしれないという話の前提でおっしゃっていただいておりますので、私もあえて言わせていただきますが、私たちは地方自治法の中で読み込んでいったところ、長期的に独占するというふうには当たらないというふうに見ております。その間にも使える時間があるわけですから、長期的な独占ということではないというふうに感じておりますので、そこはぜひ御理解できないのかかもしれませんが、私たちは法解釈を沿うというふうに、しっかりとした上で協定書を結ばせていただいている。協定書は先ほどから言うように、契約とは違いますので、これから先、期限は区切っておりませんが、お互いに不都合があった場合には解消することもできますし、その都度見直しをしていけばいいというふうに考えているところです。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

この話は私の一般質問から発端があったと思うんですけれども、委託管理をされている業者に関して、このセーリング連盟との協定がありますよということを前提条件として契約を結んだのですか、それとも全くそれは伏せたまま、その業者と委託管理を結んだのですか、どちらですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

伏せていたということではなくて、昨日も申し上げたように、こういった村が指定するものに関しては免除になりますよというのはお伝えをしております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

この村の行事というのは、先ほどから言っている解釈の仕方だと思うんですけれども、村民が考える行事とセーリングの強化合宿が行事になるのか、そこのところはちょっと私としては納得できていません。それと行事だからということで、この4か月間、毎日ではないともちろん思うんですけれども、出たり入ったりということはあったと思うんですが、その期間、管理業者としてはかなり大きな期間だと。それを短期だからということで何も言わないでこの契約書に結ばれていたのか、いないのか。村はセーリング連盟の合宿は

行事として捉えているということでもいいんですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

文江議員、大変申し訳ございません。私が行事と言っていますが、私の表現の仕方が悪いので、そこは訂正させていただきます。行事と言わず、村が免除するものに対しては、御協力お願いしますということは前もって契約時に話をしておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

それが11月、12月、1月、2月の4か月間、この期間はそうですということをきちんと言わないと、それは委託管理されている業者としても、この島はやっぱり夏は繁忙期でなかなか皆さん忙しく働いていらっしゃるって、そして大事な冬の時期に歴史文化センターを利用されるようにプログラムを組んだり、いろいろ考えていたと思うんですけども、短いからという感覚で言っていないというのは、ちょっとおかしいかなと思うんですけども、4か月という期間は長いと思います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

私がおかしいという考え方でしたら、おかしいかもしれません。しかしながら、今、西田議員、文江議員からあったように、まず指定管理の方々に対して、私たちも説明不足だったなというところは認識しております。まずそもそもの話は、やはり村としましては、セーリングもしっかり誘致して行っていますし、西田議員、又吉文江議員がおっしゃったように、村民の利用も大事ですので、その辺、今回のことも踏まえながら、再度また調整しながら他課にもまたがるんですが、その辺のちょっとずつ折り合いをつけながら、今後進めていけたらなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

何をどう折り合いをつけるんですか、お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

西田議員からまずありましたように、住民が拒否されたというその辺の話をしながら、またセーリングも指定管理ともその話をしながら、西田議員が話をしたように、周知もしっかりしながらセーリングが来るとも周知しながら、使える時間もちゃんと分かるようにこちらのほうも周知できたらと思っておりますので、御理解いただけたらと思います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

補正予算の歳入、ほかに質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

25ページをお願いします。25ページの6項住宅費、一番下のほうです。住宅管理の修繕費が上がっていますが、この場所を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これは座間味島の阿真のほうか1件、退居なさいましたので、それに伴うリフォーム費用となっております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

歳入のところに戻るんですが、11ページ、手数料のところ5目の商工使用料の一番下のほうにウェルカムパーク、シャワー使用料とありますけれども、これについてなんですが、ウェルカムパークというのは、今新しくできているゆくる館の隣にあるシャワーの使用料、これが予想より減額されているということです。私はこれを造る前にも言ったんですけども、現在、このシャワーはお湯も使えないんです。どうせ造るんだったらお湯が出るシャワーを造らないと、年間で夏場は水でいいかもしれないけれども、冬の時期というのは四、五か月あります。ぜひウェルカムパークには、お湯が出るような設備を造ってほしいということだったんですけども造られなくて、今減額になっています。これはやっぱり想定より少ないということだったんでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

令和6年当初、立てた見込みより少なかったので減額させていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今後、このシャワーに関してお湯が出るように考えていますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今考えていなかったんですが、執行部内で検討していきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

冬の時期、海外のお客さんも今の時期でも、昨日もお客さんがたくさんいました。やっぱり冬のことを考えると、やっぱりシャワールームもお湯が出ないといけないと思っています。ぜひ今後、もしできるのであれば、お湯の出るシャワーをつくっていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

28ページをお願いします。小学校費の4目児童生徒交流施設管理費、電気代が30万円計上されていますが、これはいつからいつの期間の電気代になっていますか、伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

いつからいつまでというものではなくて、年間で組んでいたものの30万円ぐらい増で3月分まで支払うということになっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

増になった要因は何か伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

令和5年度の実績から行きますと、業者の団体的には2団体でした。入ってきている団体が令和5年度に使用した団体です。6年度になりまして8団体の団体が利用しておりますので、その分の夏のほうが多いです。その分、クーラーとかいろいろなもので増となったと見込まれます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

一つの質疑が3回までということで、確認です。先ほどの児童交流センター、ヨットの施設の一つでもあるんですが、ヨットの方々が使っている免除された宿泊費とか使用料の免除分がここに反映されているということはありませんか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

それはないです。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

一般会計補正予算、歳入はこれで閉めます。歳出のほうに行きます。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

16ページの企画費です。全協でも質問しました。再度確認いたします。村民運動会の消耗品といって、マイナス1万5,000円出ていますが、実際、村民運動会は行われませんでした。それに関して行われなかったのに、なぜたった1万5,000円だけ残るのか、内訳です。使ったお金を教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

全協でもお話をさせていただきましたが、準備はぎりぎりまで行っていましたので、基本的には村民に対して抽選会の景品等を購入しておりますので、そのかかった費用の分に関して以外の残った残額を減額させてもらっています。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

準備していた景品ということですが、それは次の運動会のために使われるものですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

その予定でございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

24 ページの商工費の中の12 節、施設の委託料です。これに関して質疑します。トイレの清掃費、公共トイレ、シャワー等の清掃委託費が15 万円余っています。これに関して、本当にトイレ清掃を一日に何回もやってほしいと私は思っています。週に二、三回ではなくて、毎日公共トイレは清掃するべきだと思います。それに関して余らせるのではなく、清掃員を増やすとか、ローテーションを組むとか、そういったことはできなかったのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

まず、この委託費に関しましては、当初で年間何日間ということで予算を組ませていただいております。現在、募集をかけても1 名しか来なかったという実状もありまして、1 名ですので急な休みとかもあり減額とさせていただきますが、人がいれば、やはり毎日でも行いたいところではあります。今後、そういう人材確保に努めていきたいと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

この募集をかけていたかどうか、私は確認していないんですけれども、ぜひ募集をかけていただいて、そして時給も上げて、短時間の仕事なので余らせるのではなくて、やはり全部使っていただきたい予算だと思いますので、時給を上げることも短時間でやる仕事なので、ぜひ考えていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

時給に関しましては、いろいろ委託料等で計算していますので、他の課との兼ね合いもありますので、調

整しながら検討していきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

トイレ清掃は3Kと言いますか、やはりほかの事務とまた違ってとても大切で、座間味村は観光立県なので、ぜひそのところも本当に徹底してやっていただきたいと思います。今後は横並びの時給ではなくて、やはりこれは特別な仕事という位置づけで時給を考えていただけたらと思っています。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

続けてですけれども、消防費、26 ページの中の需用費で消防システム修繕費が余りました。これに関しても、備蓄倉庫にしても、本当に座間味村はひどい状態ということは前の議会でも申し上げました。そしてこの間、渡嘉敷にもたまたま行ってきて、民生課のほうで防災倉庫を見させていただきました。そしたらすごくきれいに整理整頓されていて、日付も打ってあったりとか、本当に誰もが見やすいように、そしてきれいに管理されていました。ぜひお金を余らせるのではなく、ここのところはやはり消防システム、大事なところなので、今の倉庫の状態は大変悪いと思っています。ぜひきれいに管理して賞味期限が分かるようにきれいに設置していただきたいと思います。その件について総務課長、お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず防災倉庫につきましては、御指摘のとおり担当のほうでもしっかり棚卸し作業とか行っておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。今回のこの補正に関しては、防災システムの修繕、あくまでもシステム上の話ですので、防災倉庫ではありませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

すみません、あともう一つお願いします。21 ページの民生費、これは全協でも言ったんですけれども、ファミリー・サポートセンターの利用助成ということですよね。ごめんなさい、間違えました。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和6年度座間味村一般会計補正予算（第8号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第6号 令和6年度座間味村一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第7号 令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

6ページ、歳入のほうをお願いします。1項県補助金の1目保険給付費等交付金で保険者努力支援分がありますが、これは全協でも伺いました。本会議で伺いますということで、この詳細、なぜこの1万4,000円になっているのか詳細をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

お答えいたします。こちらは特定健診未受診者への受診勧奨、また再検査が必要となった対象者への受診勧奨、栄養指導などを実施しておりますが、その分の増えた補助金の金額となります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この保険者努力支援分というのは、事業に対して頑張った数値に応じて県とか国から頂ける交付金だと思いますが、この1万4,000円ということは、それだけ努力支援の何か事業の取組がなかったということで私は理解していたんですが、それとはまた別ということよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

1万4,000円ではなく、今ちょっと手元に資料がないので、全金額は分からないんですが、増えた追加分が1万4,000円で今回補正させていただいています。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。この場合は、歳入歳出をまとめてやります。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第7号 令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第8号 令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第6号）について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ちょっと伺います。この補正予算の中に、高速船クイーンの舵の事故に伴う、新しい舵をつけたと思いますが、その予算等が入っていますか。また、あの舵の件、責任の詳細等を今調査していると思いますが、進捗を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

お答えいたします。まず舵の予算は入っておりません。全協のときには舵は村持ちだという説明をさせていただいたんですが、すみません。私の勘違いで確認しましたら、舵の支払いはまだ行っておりません。というのは以前ついていた舵の検査を今造船所に依頼しているところでありますので、その舵の結果、問題がないのか、問題があったのかを確認してからの支払いをどうするかというところになるかと思えます。

○ 議長（宮平喜文）

船舶ほかに。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第6号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第8号 令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第9号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

一番後ろのほうです。全協のほうでもお伺いしました。この条例改定後、令和7年4月1日時点での庁舎内の役場職員の人数及び海事職の職員の人数を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

令和7年4月1日現在ということなんですが、令和7年4月1日での定数条例は、今回の条例が可決され

たらの話で定数条例が全部で65名となります。そのうち海事職が23名中23名、行政職のほうが定数条例43名に対して37名となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

定数条例は43名ですか。33名ではないですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

細かくなりますが、今この例規集を見ていただいたら分かるんですが、ここに表示されているのが海事職の部分であって、一般行政職、実はこの中に入っていないのが議会事務局職員、教育委員会の部分が入っていないので、全体の条例の定数としましては65名、そのうちの43名が定数条例です。この中に33名というのは、あくまでも村長部局でありまして、村長部局以外に議会事務局、教育委員会事務局、教育委員会の幼稚園教諭、給食センターの職員も入れたら、全部で43名になって、そのうち4月1日で定数が37名となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

最後にします。ありがとうございます。全体65名のうち43名という説明が今ありましたが、ちょっと伺いたいのは、村長部局の33名に対して令和7年4月1日時点で何名ですかという質疑です。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

失礼しました。村長部局は33名に対して29名となっております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第9号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第10号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につ

いて議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第10号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第11号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第11号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第12号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１２号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第１２号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第９．議案第１３号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１３号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第１３号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第１０．議案第１４号 座間味村地域総合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１４号 座間味村地域総合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第14号 座間味村地域総合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第15号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

よろしくお願いします。別表第2の表中「鮮魚店」を「1階ホール」ということですが、これが2万5,470円から4万4,000円と、多分敷地の面積は一緒なんですけど、なぜ金額が上がったのか、それを説明をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

利用料金の設定に当たっては、座間味村の各施設の利用面積とか、収益性、また立地条件、建物の大きさ等を勘案して、総合的に判断して、前回のものが少し安すぎたというところから、今回この設定にしております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これは多分規約にも書いていますが、これも村長の判断での免除申請等のそのまま引き続きということになりますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

これは4月1日以降、利用されるものについては、その申請があればそれを受付して、それが妥当なのかどうか判断して免除するかどうかの検討をするんですが、免除するという条文はありますが、今の時点で免除するかどうかの判断はいたしておりません。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第15号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第16号 令和7年度座間味村一般会計予算から、議案第21号 令和7年度座間味村下水道事業会計予算についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

それでは説明いたします。今回の議案説明、議案第16号から議案第21号に関しましても、せんだって行われました全員協議会で説明を行っておりますので、詳細については説明を省かせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第16号

令和7年度座間味村一般会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和7年度座間味村一般会計予算

令和7年度座間味村一般会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,980,516千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 村 税		99,083
	1 村 民 税	39,600
	2 固 定 資 産 税	41,159
	3 軽 自 動 車 税	4,131
	4 村 た ば こ 税	3,693
	5 法 定 外 目 的 税	10,500
2 地 方 譲 与 税		7,995
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,781
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	5,794
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	2
	5 森 林 環 境 譲 与 税	418
3 利 子 割 交 付 金		29
	1 利 子 割 交 付 金	29
4 配 当 割 交 付 金		206
	1 配 当 割 交 付 金	206
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		396
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	396
6 地 方 消 費 税 交 付 金		25,746
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	25,746
7 法 人 事 業 税 交 付 金		3,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	3,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		863
	2 環 境 性 能 割 交 付 金	863
10 地 方 交 付 税		1,055,000
	1 地 方 交 付 税	1,055,000
11 分 担 金 及 び 負 担 金		1,270
	1 分 担 金	1,270

款	項	金 額
12 使 用 料 及 び 手 数 料		93,998
	1 使 用 料	88,133
	2 手 数 料	5,865
13 国 庫 支 出 金		232,438
	1 国 庫 負 担 金	29,113
	2 国 庫 補 助 金	202,130
	3 国 庫 委 託 金	1,195
14 県 支 出 金		230,951
	1 県 負 担 金	15,578
	2 県 補 助 金	179,556
	3 県 委 託 金	35,817
15 財 産 収 入		270
	1 財 産 運 用 収 入	270
	2 財 産 売 払 収 入	0
16 寄 附 金		1,701
	1 寄 附 金	1,701
17 繰 入 金		132,486
	1 特 別 会 計 繰 入 金	0
	2 基 金 繰 入 金	132,486
18 繰 越 金		40,000
	1 繰 越 金	40,000
19 諸 収 入		10,884
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	240
	2 預 金 利 子	1
	4 雑 入	10,643
	5 受 託 事 業 収 入	0
20 村 債		44,200
	1 村 債	44,200
歳 入 合 計		1,980,516

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		37,152
	1 議 会 費	37,152
2 総 務 費		494,458
	1 総 務 管 理 費	448,548
	2 徴 税 費	18,285
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	20,660
	4 選 挙 費	5,144
	5 統 計 調 査 費	698
	6 監 査 委 員 費	1,123
3 民 生 費		174,858
	1 社 会 福 祉 費	137,449
	2 児 童 福 祉 費	37,409
	3 生 活 保 護 費	0
4 衛 生 費		176,678
	1 保 健 衛 生 費	89,077
	2 清 掃 費	87,601
6 農 林 水 産 費		44,053
	1 農 業 費	13,772
	2 林 業 費	14,351
	3 水 産 業 費	15,930
7 商 工 費		149,824
	1 商 工 費	149,824
8 土 木 費		159,669
	1 土 木 管 理 費	22,158
	2 道 路 橋 り よ う 費	52,744
	3 河 川 費	5,145
	4 港 湾 費	5,900
	5 下 水 道 費	36,947
	6 住 宅 費	12,112
	7 空 港 費	24,663
9 消 防 費		216,210
	1 消 防 費	216,210

款	項	金 額
10 教 育 費		265,705
	1 教 育 総 務 費	97,778
	2 小 学 校 費	65,140
	3 中 学 校 費	18,521
	4 幼 稚 園 費	43,272
	5 社 会 教 育 費	4,022
	6 保 健 体 育 費	36,972
12 公 債 費		143,778
	1 公 債 費	143,778
13 諸 支 出 金		115,131
	2 公 営 企 業 費	115,131
14 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		1,980,516

第2表 債 務 負 担 行 為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
道路台帳整備事業	令和7年度から令和8年度	54,000
合 計		54,000

第3表 地 方 債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎対策事業債	27,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行による。 (借入時期) 令和7年度。 (ただし、事業 その他の都合に より、その一部 又は全部を後年 度に繰り延べて 起債することが できる)	年6%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	償還期間は、措置 期間を含め30年以 内とする。償還方 法は、元利均等、 元金均等等によ る。 ただし、財政の都 合により、措置期 間中であっても繰 上償還、償還年限 を変更し、又は借 り換えることがで きる。
辺地対策事業債	3,000			
緊急防災・減債事業債	700			
一般補助施設整備等事業債	13,500			
計	44,200			

議案第17号

令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ210,699千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		31,166
	1 国 民 健 康 保 険 税	31,166
3 使 用 料 及 び 手 数 料		27
	2 手 数 料	27
7 県 支 出 金		140,426
	1 県 補 助 金	140,426
10 繰 入 金		39,076
	1 一 般 会 計 繰 入 金	39,076
11 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

款	項	金 額
12 諸 収 入		3
	1 延 滞 金 及 び 過 料	1
	2 預 金 利 子	1
	4 雑 入	1
歳 入 合 計		210,699

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		11,542
	1 総 務 管 理 費	11,486
	2 徴 税 費	7
	3 運 営 協 議 会 費	49
2 保 険 給 付 金		132,626
	1 療 養 諸 費	109,240
	2 高 額 療 養 費	22,375
	3 出 産 育 児 諸 費	1,001
	4 葬 祭 諸 費	10
3 国 民 健 康 保 険 事 業 納 付 金		63,984
	1 医 療 給 付 費 分	42,428
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	15,259
	3 介 護 納 付 金 分	6,297
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
6 保 健 事 業 費		2,486
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	2,010
	2 保 健 事 業 費	476
9 諸 支 出 金		50
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	50
10 予 備 費		10
	1 予 備 費	10
歳 出 合 計		210,699

令和7年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和7年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度座間味村後期高齢者医療特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,872千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		4,754
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	4,754
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
4 繰 入 金		3,114
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,114
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1
	3 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		7,872

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		118
	1 総 務 管 理 費	118
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7,738
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,738
3 諸 支 出 金		6
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	6
4 予 備 費		10
	1 予 備 費	10
歳 出 合 計		7,872

議案第19号

令和7年度座間味村船舶事業会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和7年度座間味村船舶事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度座間味村船舶事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--|--|
| (1) 船 舶 在 籍 数 | 3 隻 |
| (2) 年 間 運 航 回 数 | フェリーざまみ3：345回
クイーンざまみ：740回
(みつしま：1，460回) |
| (3) 年 間 輸 送 人 員 及 び 自 動 車 航 送 台 数 | 106,500人(7,520人)
6,160台 |
| (4) 一 日 当 たり 輸 送 人 員 及 び 自 動 車 航 送 台 数 | 290人、16台 |

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、財務支援業務等の財

源に充てるため、6, 200千円借り入れる。

収 入		
第1款	船舶運航事業収益	1, 043, 415千円
第1項	営業収益	722, 854千円
第2項	営業外収益	320, 560千円
第3項	特別利益	1千円
支 出		
第1款	船舶運航事業費用	1, 051, 720千円
第1項	営業費用	1, 014, 896千円
第2項	営業外費用	36, 023千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額109, 609千円は、当年度分損益勘定留保資金109, 609千円で補填するものとする。)。

支 出		
第1款	資本的支出	109, 609千円
第1項	企業債償還金	109, 409千円
第2項	予備費	200千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財務支援業務等	6, 200千円	(借入先) 財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金又はその他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (借入時期) 令和7年度、ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べることができる。	年5. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
(予備費除く。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 265,004千円

(他会計からの補助金)

第9条 船舶運航事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、110,063千円である。

令和7年3月10日 提出

沖縄県座間味村長 宮 里 哲

議案第20号

令和7年度座間味村簡易水道事業会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和7年度座間味村簡易水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度座間味村簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	623戸
(2) 年 間 総 給 水 量	115,381 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	316 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	配水管布設事業 29,260千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、財務支援業務等の財

源に充てるため、4, 220千円借り入れる。

収 入		
第1款	簡易水道事業収益	320, 201千円
第1項	営業収益	30, 277千円
第2項	営業外収益	93, 538千円
第3項	特別利益	196, 386千円
支 出		
第1款	簡易水道事業費用	376, 602千円
第1項	営業費用	112, 660千円
第2項	営業外費用	4, 110千円
第3項	特別損失	259, 832千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額29, 310千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額942千円、当年度損益勘定留保資金28, 368千円で補填するものとする。)。

収 入		
第1款	資本的収入	30, 200千円
第1項	企業債	10, 200千円
第2項	国庫補助金	20, 000千円
支 出		
第1款	資本的支出	59, 510千円
第1項	建設改良費	30, 360千円
第2項	企業債償還金	29, 150千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財務支援業務等	4, 220千円	(借入先) 財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金又はその他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (借入時期) 令和7年度、ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べることができる。	年5. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
建設改良等	10, 200千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
(予備費除く。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,207千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、46,918千円である。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産

種類	名称	数量	処分の態様
建物 構築物 機械及び装置	座間味村海水淡水化施設	一式	譲渡

令和7年3月10日 提出

沖縄県座間味村長 宮 里 哲

議案第21号

令和7年度座間味村下水道事業会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和7年度座間味村下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度座間味村下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 特定環境保全公共下水道事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----------------|-------------------------------------|
| (1) | 接 続 戸 数 | 3 2 3 戸 |
| (2) | 年 間 総 排 水 量 | 5 9, 7 8 9 m ³ |
| (3) | 一 日 平 均 排 水 量 | 1 6 4 m ³ |
| (4) | 主 な 建 設 改 良 事 業 | 座間味浄化センター電気設備改築(更新)工事 6 3, 3 3 3 千円 |

2 農業集落排水事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|---------------|-------------------------|
| (1) | 接 続 戸 数 | 3 5 戸 |
| (2) | 年 間 総 排 水 量 | 4, 1 5 7 m ³ |
| (3) | 一 日 平 均 排 水 量 | 1 1 m ³ |

3 漁業集落排水事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|---------------|---------------------------|
| (1) | 接 続 戸 数 | 1 3 3 戸 |
| (2) | 年 間 総 排 水 量 | 2 9, 1 8 9 m ³ |
| (3) | 一 日 平 均 排 水 量 | 8 0 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、財務支援業務等の財源に充てるため、4, 4 0 0 千円借り入れる。

収 入		
第1款	下水道事業収益	1 3 6, 2 8 3 千円
第1項	営 業 収 益	1 5, 0 7 3 千円
第2項	営 業 外 収 益	1 2 1, 2 0 7 千円
第3項	特 別 利 益	3 千円
支 出		
第1款	下水道事業費用	1 4 4, 9 0 9 千円
第1項	営 業 費 用	1 4 2, 1 8 8 千円
第2項	営 業 外 費 用	2, 7 1 8 千円
第3項	特 別 損 失	3 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額31, 197千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1, 983千円、当年度分損益勘定留保資金27, 812千円及び当年度利益剰余金処分額1, 402千円で補填するものと

する。) 。

		収 入
第1款	資 本 的 収 入	63,200千円
第1項	企 業 債	21,200千円
第2項	国 庫 補 助 金	42,000千円
		支 出
第1款	資 本 的 支 出	94,397千円
第1項	建 設 改 良 費	63,817千円
第2項	企業債償還金	30,580千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財務支援業務等	4,400千円	(借入先) 財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金又はその他 (借入方法) 証書借入又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
建設改良等	21,200千円	(借入時期) 令和7年度、ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べることができる。		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用(予備費除く。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 4,243千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、51,753千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち1,402千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 補填財源 1,402千円

令和7年3月10日 提出

沖縄県座間味村長 宮里 哲

以上、よろしくお願いいたします。

○ 議長(宮平喜文)

これで提出議案の説明は終わります。

午前はこれにて閉じます。午後は日程第3号の一般予算から始めたいと思います。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(宮平喜文)

再開します。

日程第13、議案第16号 令和7年度座間味村一般会計予算について議題にします。

これから質疑を行います。一般会計は少しボリュームがありますので、歳入歳出、別々に行きたいと思います。まず歳入のほうから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 宮平清志議員。

○ 6番(宮平清志議員)

午後もよろしくお願いいたします。11ページの真ん中辺り、説明のほうの家屋、滞納繰越分の部分です。全協の回答待ちで滞納繰越が見込まれる金額と件数をお願いします。

○ 議長(宮平喜文)

松田 力総務課長。

○ 総務課長(松田 力)

全協でもお話がありましたように、今回予算措置をさせてもらっているのは、あくまでも徴収見込みの予算額であり、清志議員から依頼のありました部分につきましては、現在、令和6年度までの滞納額の合計は624万5,200円、件数にしては述べになりますが、37件となっております。

○ 議長(宮平喜文)

これは言っておきますけれども、同じ質問に関して3回までということで前もって取り決めしておきます。ほかに質疑のある方。1番 又吉文江議員。

○ 1番(又吉文江議員)

午後もよろしくお願いいたします。15ページですけれども、有償バス使用料の売上げに関してなんですが、1,285万円が計上予定されています。これに関して、ほかの支出のほうを見てみると、燃料費とか消耗品、あと車検、管理委託費、メンテナンス委託費、それとリース代等を入れると、1,532万円になります。完全にこれは赤字なんです。1,532万円の支出があつて1,285万円の収入があるということは、

完全にこれは赤字ということになるんですけれども、これに対して、例えばバスの料金を上げるとか、そういうことは考えていますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

午後もよろしくお願ひします。バスの料金改定については、今のところ考えてはおりません。今赤字になっている要因としましては、令和5年度にバスを購入しております。以前までは中古車のバスを購入していたんですが、今回は新車でリースということでリース料が大分加算しているんですが、5年リースで新車のバスを購入しておりますので、リースしておりますので、ここ5年間はこのような歳入歳出になってくるかと思われます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

じゃあ5年後には黒字に転じるという予想で考えていいんですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

村営バス立ち上げ当初は、やはり赤字だったんですが、それ以降は黒字が続いておりました。今回、バスをリースしているので、リース期間が終了すれば黒字に転換するのかなと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

これはリースをしているとき、車検代とかはやはり出るんですか。向こう持ちではないか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

車検については、歳出のほうに出てきますが、メンテナンス委託料のほうに全部込みとなっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今の質疑で同じところですが、くじらの里ふれあい広場使用料で972万円が計上されていますが、この詳細をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらの歳入予算に関しましては、コロナを除いた過去3年の平均と平成31年、令和元年と令和5年、令和6年の3年平均で見込みを出しております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

令和のその平均は分かりました。その事業の内容ですね。何の使用料になっているのか伺っていいですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

主にキャンプの施設入場料と、あとコテージの収入となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。次に同じ項目の下のほうにボート使用料9万5,000円、ヨット使用料100万円が計上されています。この詳細を教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

ボート使用料に関しましては、村が所有しているゴムボートのモーターボートになっておりますが、そちらの使用料となっております。こちら3年平均で金額を出させていただいています。ヨット使用料に関しましては、歳出でも組んでいます、ヨット購入費ということで計上させていただいていますが、そのヨットを購入してヨットを貸し出す使用料となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これはどういう目的でのヨット購入から発生する収益になりますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらは先ほどからあります、セーリングとの連携協定にありますとおり、基本的にはセーリングの方々に貸し出した使用料となります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

同じ項目について3回までということで、先ほどでオリンピック委員会のほうから歴史文化センターの使用料を全て免除でお願いしますと。また交流センターの施設使用料もこれまでどおり使用料全面免除ということで頂いた資料があります。これ以外にも、今回ボート購入が今後出てきますが、そういったものの要望書とか、これ以外の資料はありますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

もろもろ資料はあります。要望書があります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

閲覧できますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

はい、可能です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今日中に閲覧できれば幸いなのですが、いつ頃、閲覧可能ですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

本日中に議員にお渡ししたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

このヨット使用料で質疑しても大丈夫ですか。ヨット使用料に関して、この100万円の内訳ですね。何で100万円になっているのか、詳しく教えていただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

ヨットに関しましては、シングル艇とフォーティーナイナーというヨットになります。シングル艇に関しましては、セーリング連盟から提案のあった一日2, 500円の3艇掛ける約合宿日数が50日。フォーティーナイナーに関しましては、一日7, 500円の合宿日程掛ける2艇の合宿が約50日ということで計上しています。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

そのフォーティーナイナーと言うんですか、これはこっちのほうに寄附されるのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

はい、その通りです。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

このヨット使用料に関して50日というのは、来年度の確定の日数なんですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

合宿日数の50日というのは、あくまで予定となっております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。歳入。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

19ページ、2項の県補助金、1目の県補助金にあります沖縄振興特別調整交付金（ソフト事業）、これについて伺います。令和7年度の沖縄振興交付金事業の計画を先ほどいただきました。この中にある、座間味村ががんばる観光支援事業、内容が観光客誘致を図るため、各イベント実行委員会への補助金を交付するとともに、PR素材を活用した県内外へのプロモーション展開施策を実行するとあります。このがんばる観光支援事業の中身です。それぞれ例年どおり、慶良間ブルーカップはじめ、サバニ帆漕レース、座間味ヨットレース、座間味島まつり、座間味島ファン感謝月間、ホエールウォッチングフェスタ、合計で1,287万円補助金が出ています。これは前もお聞きしましたが、私はこの補助金の令和5年度のそれぞれの祭りの収支を見ました。全てマイナス計上、もしくは赤字で掲載されております。この補助金がなくなった場合、今ここに羅列されていますイベント、継続が難しいと考えますが、今後、継続をどうつなげていくとお考えなのか伺います。要は補助金ありきの事業になっているのではないかという懸念を質問いたします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

やはり補助金がなくなれば、各実行委員会が協賛者等を集めて実施していくのか、もしくはイベント自体を終わらすのか考えていくのかと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

その下にある委託費で、プロモーション施策展開事業に1,973万1,000円がありますが、これは備考のところに業者見積りによるとあります。業者に見積り依頼をしたのをそのまま計上しているのか、それとも村としてどれぐらいの金額をプロモーションにかけようと考えているのか1点と、そもそもこのプロモーション展開の事業、これまでPR事業に数千万円かけて行ってきたと思います。これとはまた違う新しい施策になりますか、伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

このプロモーション施策展開事業に関しましては、令和4年度に同じく一括交付金で作成しましたPR動画を活用してプロモーション展開を行うという事業になっておりまして、今回1,973万円というのは、業者から見積りをいただいた金額となっております。内容としては、今年度に関してはSNSの公告間に出てくる動画だったり、あとはTV e rとか、ユーチューブとか、あとは首都圏の駅でのこの素材を使った周知展開を行っております。令和7年度に関しましては、この動画を活用しながらこういった事業がいいのかというのを考えていくので、1,973万1,000円という金額を全部使うかということ、また入札等になってきますので減る可能性はあります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これに関して3回目です。前回、村長のほうにもどれぐらいの観光入域を目指していますかという質問をしたところ、そういう質問はしないでくれと言われましたが、それでもプロモーションをかけるということは、どれだけの人数が年間を通して島に来てほしいという目標はあると思います。今現在、令和6年度で約10万4,000人、村長の施政方針でも述べられていました。それだけの方が来ていただいています。そこからさらにこれだけのお金をかけて、入域客数をどの程度増やしたいのかという目標値がやはり出てくると思いますが、その答弁をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

この一括交付金申請する際に、成果目標ということで目標を設定させていただいております。その目標については、12万人という目標を掲げております。

○ 議長（宮平喜文）

歳入、ほかに。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

23ページをお願いします。4項の雑入のところですよ。上から下りていくと、介護予防事業（地域支援事業）で300万円ほどの予算が組まれています。介護予防、本当にこれから今後本腰入れて進めていかないといけない事業だと思いますが、その330万9,000円、どういった事業を行なおうとしているのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

こちらは、今実施しています高齢者の介護予防事業で週1回、座間味のほうと阿嘉のほうで行っています、いこい事業が主な内容となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

前のほうに戻って16ページです。使用料、7目の教育使用料の中に、緑地公園ナイター施設使用料とありますが、9万9,000円だけです。令和5年度に7,000万円かけて照明設備工事をしています。であれば施設使用料の部分では、もう少しいろいろ考えて収入を得るべきだと思うんですが、いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。緑地公園ナイター使用料の9万9,000円ですが、これは令和5年度の実績の額を記載しております。今後、教育委員会等で行う場合、これからなんですけれども、いろいろ村が企画するものに関して住民が参加するものに関しては、まだ考えなんですが無料になるかなと思っておりますので、今後、このナイター設備をどのようにするか、教育委員会でも考えたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

歳入、ほかに。歳入よろしいですか。

続いて歳出に行きます。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

27ページをお願いします。1項総務管理費の旅費のところですよ。前年度の予算書にはなかった旅費、特別職の県外旅費が65万円、特別職の海外旅費が70万円計上されております。それぞれどこに行く予定で、その目的を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず県外におきましては、町村会というか役員以外のものの市町村で出すやつです。例えば全国町村長大会とか、そういった県外旅費は組まれていまして、海外の旅費に関しては、今回町村会から依頼が来ています。その予算を計上しております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

全協のときに伺いました。このハワイ目的、松田課長は県のほうからの要望で計上しているということだったんですけども、全協の説明のときに村長不在で、村長しか答えられないと言っていました。このハワイですが、前回、座間味村観光協会なのか、何かその辺の団体がハワイ視察に行っております。そこでいろいろ観光の先進地として学んできたはずですが、今回のこの目的ですね。何のために行くのか、座間味村にどう還元されるのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

すみません。全協のときに私のほうが文書を確認していなくてお答えできなかったもので、今回のハワイに関しては前回のと違ひまして、沖縄県町村会から来ています。沖縄県とハワイが移住とかいろいろあって、今回、移住の125周年式典があるので、それに沖縄県の町村会として参加する予定となっております。その後、引き続き視察研修が入っているという中身になっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

この町村会というのは、全ての各町村の長が行かれるやつですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には、沖縄県町村会の町村長となっております。

○ 議長（宮平喜文）

歳出、ほかに。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

30ページの1項総務管理費、一番上です。全協のときに出向職員負担金2名分ということで1,800万円、単純に1名あたり年収900万円という職員を座間味村に迎え入れるという解釈でよろしいですか。あと、この1,800万円というのは、どうやって決めた額なのか、その根拠を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず人数に関しては、2名分計上しております。出向負担金の中身なんですけど、当然私たちと民間では給料は違いますので、その方の人件費、引っ越し費用、それと交通費等も含めて計上されています。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

苦しい質疑にはなりますが、私も議員になって座間味村は離職する方が多いです。自分たちの島の役場の職員も守りきれないのに、こんな大きいお金をかけて2名入れて、この方々のやる業務というのは、一体全体どういうものなのかなと。どうしてそれだけ1,800万円を2名にかけるのであれば、その分を自分たちの役場職員に還元できないのかなと疑問に思ってしまうので伺いますが、この方々はどこからの出向で、どういった経緯で座間味村に来ることになったのか。また座間味村としてこれだけお金をかける上で、どのような仕事を担ってもらいたいのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず経緯といたしましては、もともと横領事件があった後から、おきなわファイナンシャルグループと包括連携を組みまして、そういった会計管理の在り方、そこから人材の派遣が始まっております。その中で、まず現金の取扱い等の会計課長からなって、その後、調整官というふうな経緯がありまして、同じような人材をOFGのほうも結局向こうでの業務がありますので、長年にわたっても恐らく2年ないし3年だろうということで、新たな人材が欲しいということで、今回、総務課の企画畑に令和6年度は派遣させていただきました。以上です。業務の内容ですが、今話がありましたように全般に企画畑です。いろんな一括交付金も含めて、さらに国に関連する補助金等の取りまとめとか、物価高騰対策補助金による取りまとめ等、ほかにふるさと納税とかその辺も企画担当と一緒に企画のほうに入っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

3回目です。これは今後、協定を結んだとおっしゃっていましたが、おきなわファイナンシャルグループかな。毎年度こういう形で出向を受け入れるんですか、その横領事件があったというところから、確かに最初は村のお金、会計もお金をできるだけ人が触らないようにということで、知識のあるファイナンシャルグループから出向で来た方がいましたけれども、あれから数年たつんですけれども、いまだに組織の仕組みとか、そういったものは改善されていないんですか。いつまでこれは続くのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

会計事務は基本的に落ち着いております。しかしながら、やはりこのOFGからの包括連携で民間からの出向で採用させてもらっていますが、やはり私たちも3年お付き合いしてまして、やはり行政の考え方ではなく、また一部そういった民間の考え方や発想も行政の仕事に役立つという意味では、今後も続けていけたらなと思っておりますが、それは当然、時の村長、また条例定数にも関わってきますし、そういうのが合致するのだしたら、また必要なときは必要でお願いするとか、お願いしない年もありますし、これはもう今後、行政運営の中で必要であれば、またぜひという感じになると思います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

この出向職員の2名、1, 800万円なんですけれども、議員報酬を見ると議員の6名で1, 465万円、本当に6人いても敵わないぐらいの金額なんです。2人で。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

比べる内容が違うので、これは高いとか安いとかそういう問題じゃないと思っておりますから、私から発言できないと思います。うちの課長からも発言はできないと思っております。ちなみに今聞こえましたけれども、言われるがままということではなくて、今私たちのところに出向していただいている職員の年収プラス、役場の行政という予算で言いますと、共済費とかいろいろなものにお金がかかっております。そういったところも含めて人件費に、もしくはそれに相当する部分に関して、私たちが出向しているものですから、人件費等に対する支出をさせていただいているということでございますので、言い値とかそういうことではなくて、その職責等を含めて銀行職員の身分のときの給与形態等をベースにやっておりますので、そこは決して言い値とか、そういうことではございませんので、お間違いのないようによろしく願います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

確かに私たちとは違うのかなと思うんですけれども、この小さい島で1, 800万円も2名の人員にかけるよりは、もっと前の質疑にもありましたけれども、職員に住宅手当をつけるとか、いろいろ職員に対してこの金額を出すのであれば、もうちょっと配慮ができるんじゃないかな。そしたらもっと島の人たちが、この方たちは2年だけですよ。この2年だけここにいればいいことなんですけれども、島の職員というのを育てないといけないというのは、私たちの義務だと思うんですけれども、そういう部分ではちょっと金額的に大きいのかなと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

出向していただいている職員は、新採用職員じゃないということはまず御承知おきいただきたいと思います。併せて外部から登用することで、いろいろな公共機関、行政にはない組織の中でもまれて来た人たちの考え方、仕事の仕方というのを行政に反映させるのもとても大切なことだというふうに私は考えております。先ほど総務課長から説明がございましたが、一方で職員が十分足りるほどの採用ができるのであれば、条例定数上であれば私たちもそこでしっかりやっていくというのも一つの選択肢だと思っておりますが、年初めの新聞でもにぎわせました渡名喜の話が出ておりましたが、例えば離島自治体で言いますと、与那国は25%で30名ぐらいの定数が足りないという話も出ております。座間味村も先ほど来のやり取りの中で御承知おきだと思いますが、役場の職員の数が足りない。足りない職員一人一人の仕事量が増えて、仕事に対するところでの疲弊が生まれてくるという側面もございます。そういったところも含めて知識的なもの、それと職責的なもの、併せて私たちが分からない部分を補ってもらえるプラス、人数的に単純な人の数としても足りないのが座間味村を含めた離島自治体でございますので、そういったところのフォローもしていただくという意味では、非常に有益な対応をさせていただいているんじゃないか。逆に言いますと、おきなわ

フィナンシャルグループほか、そういった連携を結んでいる企業に対して、私としては本当に感謝しているということでございます。こういったところで実際に私たちの若い職員からは、いろいろなことを学んで、もっとこの人と一緒に仕事をさせていただくことで、自分を磨いていきたいと言っている職員も実際にいますので、一つの大きな成果が表れているというふうに思っておりますので、この場で改めて御紹介をさせていただきます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

3 回目です。この辞めていく職員が今年も 5 名ですか、私ははっきり把握していないんですけれども結構いる。その前の年も本当にいい人材が辞めていく。そういう中で、せっかく志を持って務めている方を、何とかつなぎ止められないのかなというのは、何が原因っていろんな原因があると思います。そういう中で一方では 900 万円の所得があり、一方ではもっとすごく低い所得がいろいろありますけれども、それは仕方ない、その人の経験値ということで分かるんですけれども、こういうお金を出せるんだったら、もっと島の今の職員にいろいろな手当てをつけるとか、辞める理由としては、お金だけじゃないと思うんですけれども、辞めないように何とかつなげられたらいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

退職される方が少ないとは言いません。個別の案件に関しましては、プライバシーの問題もございしますので、個人情報もございしますからお話することは控えさせていただきますが、退職を希望される職員がいた場合には、私たちとしては幹部職員でなぜなのか、できるだけ残っていただける環境にはならないのか、そういったところはしっかりと意見交換を御本人とさせていただいているところでございます。例えば夢であったり、その人の新たな目標であったりいろいろなものがあるものですから、私たちも一概に何が何でもとどまってくれと言えないのが現状だということは、ぜひ御承知おきいただきたいということと、給与形態につきましては、やはり地方公務員法、あるいは各自治体、座間味村の条例等で決まっているような内容での支給になりますので、基本給などに関しましては、簡単にいじることはできません。人事院勧告等も含めてしっかりと時の時代背景に合った給与を支給させていただくような仕組みづくりに、これからも邁進していきたいというふうに思っております。先ほど来、昨日からもそうですが、住宅の問題、あるいは家賃の問題に関しましては、いろいろな議論がございしますので、私たちも一度、職員の中でも幹部の中で議論をさせていただく中で、職員住宅に対する考え方というのをもう一度整理をさせていただきますが、昨日も話をさせていただいたとおり、職員住宅に関しましては高い感はあるので、2 年目か 3 年目に 1 回は料金の改定をさせていただいております。そういったことも含めて御理解いただければと思います。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

30 ページの今の出向職員負担金のところのページの下の方にある企画費の中にある総合戦略策定委員から始まりまして、その企画費のそのまま 31 ページにまたぎますが、座間味村総合戦略策定業務、これに 871 万 9,000 円計上されています。これまでも様々な総合戦略計画等をつくってきたと思います。前回のものからどれが達成されていて、さらに時代とともにニーズが変わっていくでしょうから、これから達成すべきなのかというものの見直しというのは、これは委託と書かれていますが、村としてどこまで洗い

出しをしているのか、どこから先を業務委託に任せるのか、ちょっと詳細を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には全委託になりますが、その委託の中で業者とのヒアリングをしながら、そういった状況も踏まえて、まず振り返りから始まって、どういった方向に持っていくかのヒアリング、そこからその策定業務のヒアリングです。段階的に行っていきますので、そういった中でやりながら策定委員の皆さんにも最終的には入っていただいてという形で、今回策定業務には努めていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

その下のほうの監視カメラ設置のほうです。これですけれども件数はどれぐらいの件数になるんですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

現在、9基で9か所を予定しております。場所につきましては、今とりあえずこの補助メニューが既存のもの、座間味港で言ったら座間味の港のほうにとか、一部設置で公民館とかに設置させてもらっています。その更新事業となっております。そこからまた追加等ができないかというのを、今、国・県と調整中となっております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これは座間味ターミナルのほうのパーキング場で、阿嘉も新しくパーキング場ができるんです。駐車場ができますので、放置車両が座間味のほうでもこの前、そういう話がありましたので、鮮明なカメラをつけてもらって、管理ができるようなカメラをつけてほしいなと私は思うんですけれども、阿嘉のほうもクイーン前に今新しく駐車場の工事をしているんですけれども、これができた後に放置車両ができるんじゃないかなと心配しているので、これをぜひ阿嘉のパーキング場にもカメラをつけてほしいなと思ひまして、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず今回予算措置されていますのは、基本的に今現在設置されているものの更新という形になっていますので、また追加ができないかという要望も聞いていますので、私たちも阿嘉の漁港に関しては、そういった懸念もこちらのほうも熟知していますので、その辺のところも増設が可能でしたら、座間味港も含めてそういった必要箇所には適切に増設したいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。放置者がいないようにカメラでちゃんと取り締まるような形でよろしくをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

歳出、ほかに。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

少しページを飛んで43ページの2項児童福祉費の中にあります、3目次世代育成費、負担金、補助及び交付金で家庭的保育事業1,347万5,000円計上されていますが、これの具体的な内容を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

こちらはエンカレッジ座間味保育園への運営の給付費となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

家庭的保育事業は、現状、座間味島にしかないじゃないですか。阿嘉・慶留間の地域住民の方々へのそういったサービスは、これまで議論の中でもありましたけれども、なかなか進んでいないのが現状だと思います。実際に現場の方々、この間、県の方が来て、「何で座間味しかないの」「これは阿嘉・慶留間にも平等的にやる取組だと思います」という話を聞いたんですが、何か阿嘉・慶留間でやる計画とかはありますか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

阿嘉・慶留間の方に、この保育サービスが提供できていないのは申し訳ないと思っていますし、施政方針でもありましたとおり、阿嘉島のほうでの家庭的保育施設サービスを提供できないか、議論を深めていきたいと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これまで議論されてきたと思います。なぜ令和7年度にもなってそういった予算化もされていないのか、どこまで話されたのか、進捗を伺っていいですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

まず保育士の人材確保が課題でしたので、そちらのほうを今探しているところです。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今、課長がお話した保育士の人材がいないので、阿嘉島には家庭的保育園ができなということでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

保育士の確保だけではなく、利用者が将来にわたってどれくらいいるかということも考えていかなければいけませんし、保育施設を行える場所の確保も課題となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

村長の今年の施政方針でも出ています。阿嘉島に保育環境、子育て環境をつくりたいということを言っています。村長に伺います。何か具体的に方向性とかあるんでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

今、まだ何もちょっと決まっていませんので、決まりましたら情報を共有させていただきたいと思います。まだいろいろなことを調整しているところですので、今ここでお答えすることは控えさせていただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

そうやって毎年毎年、何もしない時間だけが過ぎていく中で、もう島の子供たちも一年一年大きくなって、結局次はいないよねという終着点に持っていきたいのかなというふうに思います。令和5年度ぐらいから保育事業は必要だというのは、文江議員もさんざん言っていますけれども、令和7年度にもなって、まだ進捗の話合いもされていない、施政方針には載せるけど実際的に具体的なアイデア、計画は何もないじゃないですか。これは本当に令和7年度も何もしないで、何かできたら伝えると言いましたけれども、それで本当にスピーディーな行政運営、事業運営ができるのか、ちょっと伺いたいと思います。どこまでやりたいのか、本当にこの事業はやりたいんですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

先ほどもお伝えしましたように、阿嘉・慶留間の方に保育サービスを提供できていませんので、提供ができるようにしっかり取り組んでいきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

今の関連の質疑です。私はさんざんこども園という話も出しています。本当に真剣に考えるのであれば、もう本当に厚生省と教育委員会も一緒になって子供のために、こども家庭庁というのもできています。ぜひ具体的に早めに、本当に子供たちはすぐに大きくなって、また新しいお母さんたちが同じことを言うという現実があります。ぜひ具体的に早めに。今回せっかく施政方針にも載っています。ぜひ村長、具体的に施策をお願いいたします。村長、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

施政方針のとおりでございます。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

47 ページ、一番下です。全協からの回答待ちで、離活の新規の事業だと思うんですけども、高校生医療費助成金、これは名目に高校生とあるんですけども、高校に行っていない16歳から18歳の子供たちには該当しないのかどうか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

こちらは高校生が対象になりますので、高校に通学していない方は対象外となります。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

46 ページをお願いします。1 項の保健衛生費の4 目環境衛生費、さくらねこ活動事業補助金が18 万円計上されています。2 年前ぐらいからかな、さくらねこに取り組みますということで予算化されています。そのときに質問しました。どうせやるならば一挙に全部の猫を保護してやらないと、いちごっこになりますよという話をしました。その際、副村長のほうの答弁で、まずは段階的に進めていきます。ただ継続することで、いずれはさくらねこの活動が全ていくようにという話でした。あれから3 年目ですが、今このさくらねこの事業のこれまでの成果と、あとどれぐらいの猫がまだされていないのか、現状を把握されていると思います。実数を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

すみません。お待たせしました。これまで一斉手術も含めまして、令和4 年度から行った手術した猫の頭数なんですけれども、153 頭となっております。あとは、まだ手術を行っていない猫の数は把握しておりません。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。これまで153 頭がさくらねこの去勢済みということで、副村長にも当時お伺いしました。いちごっこになりますよ、やるのであれば一気にやらないといけないですよと言ったんですが、結局いちごっこは続いていくと思われます。頭数の把握をせずにどうやってこの18 万円という金額を算定したか、根拠を伺ってもいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

こちらで算出した金額ではなく、団体のほうから申請がありました金額になっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

なので、どれぐらいの猫をやりますという根拠もないままの数字を、そのままのみにして計上しているということですか。それがたとえ1匹なのか10匹なのか100匹なのか、それぐらいの把握はお金を出す上では必要なことだと思います。そういうのはされていますか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

無料チケットを配布する数は多くは出せませんので、1頭から2頭と聞いておりますので、そんなに多く手術はできないと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

1頭、2頭のために今回18万円を計上してやるということですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

月に2頭ほどと聞いております。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

ほかに。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

53ページ、1項商工総務費の中の負担金、補助及び交付金です。先ほど歳入のほうでもちょっと一括交付金、ソフト事業のことを伺いました。ここでちょっと伺いたいのは、村補助金の座間味島まつりとファン感だったかな、実行委員会があります。質疑をしたとき収支について伺ったとき、仲宗根船舶・観光課長は、私たちのほうは上がってきた報告書に足りない分の補助を出しているから、細かい領収書の中身までは分からないと。それを見たいのであれば各実行団体のほうに伺ってくれという答弁だったと思います。間違いないですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

各実行委員会の補助金のチェックに関しましては、私たちもこの領収書を見ないとチェックはできないので、対象経費、対象外経費と出てきますので、それは見てチェックしていますので、基本的には補助金を一旦補助して、最後にチェックして、それ以上に使っていないのか。使っていないお金があれば、もし100万円を補助して90万円しか使っていないのであれば、10万円は返金してくださいという報告書の中からチェックをして行っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

その祭り実行委委員の団体の団体長が、座間味村の村長である宮里 哲となっております、団体長から副村長宛てに交付金の依頼申請が出されていて、もうこれは明らかに出来レースな補助金交付だと思います。その中で何が言いたいかというと、先ほども言いました、祭り自体を自走して育てていかないと、交付金ありきでいいのかというところが1点と、これは使っていい経費、補助金が使える経費とそうじゃない経費であると思います。県のほうにも確認しました。これは一概に全く全部が全部当てはめることができない、ケース・バイ・ケースにはなると言いましたが、飲食における言えば食べ飲みするものに関しては、これは一括交付金から経費で落とせるものになりますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

基本的に一括交付金の飲食に関する部分は、対象外となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ですよね。私もそう思います。ただ領収書等を見ると飲食で使われたものが経費として落とされているんじゃないかなという懸念のページも見受けられました。これって組織運営としての質疑なんですけれども、村長のほうに伺います。そもそも座間味村として一括交付金を県から頂いてそれを使う上で、要は座間味村長代表として支払う側ですよね。その払う側の人間がもらう側の組織団体の長としてもらうというのは、何か不透明な感じがするんですが、これは大丈夫なことなんですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御指摘の部分に関しましては、いろいろな懸念があろうかと思います。そういったことも含めて、まず第一にいろいろな役職を退任させていただきました。例えばイベントだけではないんですが、観光協会の会長もしておりましたし、そういったものも退任させていただくことで、補助金の透明性を図ってきております。イベントに関しましてもそうございまして、たとえばホエールウォッチングフェスタに関しましても、今回からは私のほうが退任をさせていただき、ホエールウォッチング協会の会長に実行委員会になってもらった、そういった経緯があるというのが一つ。それと補助金の交付、それでもまだ私が代表しているのが何点かあるかと思いますが、考え方は、例えば私が住民票を発行するのと同じ考え方で、現実問題として私が代表者になっている部分があるものですから、これをどうするかといった場合には、例えば私の実行委員長の名前で、〇〇祭り、〇〇何とか実行委員長、宮里 哲から座間味村に渡すんですが、そのときはその対応は副村長がするというようなことで対応させていただいております。例えば、これは私の戸籍とか住民票を私

が発行するときとか、イメージですけれども、戸籍を発行するときも私の名前ではなくて、職務代理者の副村長という形でやっているのと同じ形で、そういったところで苦肉の策というわけではないんですが、そういった対応をさせていただいているのが現実でございます。ほかの自治体でも同じようなことをしているようでございますので、そういったことをさせていただいておりますが、先ほどの話の冒頭に戻りますけれども、そういったところも含めて、やはり民間と行政といい意味でのすみ分けをしないといけないということは、私どもも承知しておりますので、こういった補助金が絡むような団体の代表というのは、私はこれから少しずつ剥していくということでございます。その前にも大分代表から離れているというところでございますが、今残っているのはイベント系で言いますと、ヨットレースと、ちなみにサバニ帆漕レースは那覇市と共催という形で那覇市長が実行委員長になっておりまして、今私が残っているのは、イベント系で言いますと、多分ヨットレースぐらいじゃないかというふうに思っておりますけれども、こちらに関しても内々の中ではいつかはこれも別の方、あるいは商工会だったり、あるいは観光協会だったり、それに近いような団体の方々に代表を務めてもらうべきじゃないかという話はしております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに、歳出。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

54ページと55ページ、ちょっとまたぐんですけれども、商工費の委託料の中に一括交付金で座間味村海域安全事業委託ということで、3,713万7,000円ありますけれども、これに関してお聞きします。これは去年と全く同じ金額なんですけれども、これはライフセーバーに委託することの金額ですけれども、物価高とか人件費も皆さん上がっています。そういう中でライフセーバー、今年も同じなのですが、今後、上げる予定等がありますでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

確かに、この予算計上をする際に、ライフセーバーからそのような声はいただきました。しかし令和6年度実績できていますので、我々にはできるという思いでこの金額にさせていただいていますが、今文江議員からあったように物価高等もありますので、そこは踏まえて今後ライフセーバーとも協議しながら検討していきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

すみません、訂正いたします。あくまでこちらの予算に関しましては、うちらで見積もった積算になっておりまして、今から募集をかけますので、この募集で業者が決まるか決まらないかというところになるかと思えます。失礼しました。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

この質疑とはちょっと離れてしまうかもしれないんですけども、先ほどから言っている JOC の協定書の件なんですけれども、ライフセーバーは座間味の子供たちに対しても合宿を行ったりとか、また様々な地域活動を行っています。たまたまなんですけれども、先ほどお昼に荷物を取りに行ったときに、ライフセーバーの方が大きな車で来て「どうしたの」と聞いたら「合宿がある」と。沖縄県のライフセーバーの合宿が明日からありますと。それでこういう大きい荷物なんですねということで話したときに、「どこでやるの」と聞いたら、交流センターでやると。交流センター、もちろん普通の料金で払っています。こういう協定書が結べるのなら、ライフセーバーとも結んでいただいて、いろんな補助、免除をいただいて島のためにやってくださっている。先ほども言いましたけれども、合宿をやったり子供たちにいろんな技術を教えたりしています。ぜひそうやって地元で頑張っている方、もちろんオリンピックも大切だと思いますが、そういう方々もいらっしゃる中で、オリンピックだけ免除されてライフセーバーは免除されないというのも、何かおかしいなというふうに思いました。もしこういう協定書がそういう団体と結べるのなら、今後できるのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

もちろんでございます。沖縄県ライフセービング協会、今年度契約をさせていただきましたが、その代表の方とは非常に懇意にさせていただいております、普段のいわゆる契約活動以外での島のための村のためになるような活動もしていただいているというのも承知しております。そういった意味では非常に感謝しておりますし、その感謝に報いるためにも、こういった協定等を活用することによって、沖縄県ライフセービング協会の団体がより活性化するようなことに寄与することも、私たち座間味村の努めではないかというふうに考えておりますので、そういう話もこれからさせていただければというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

うれしい言葉をいただきました。家に帰ったら PTA から先生方の送別会の通知が来ていました。これはその健康づくりセンターでやるんですけれども、これもちろんと村民料金を払っています。こういったあれは無料、もしくは減額みたいなことは行事として考えてできないのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には考えておりません。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

午前中の議論でも村の行事というところの位置づけがちょっと曖昧かなと思うんです。そういう協定書もじゃあ PTA と協定書というものはできるんですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

PTAとの協定書とかというのは基本考えておりません。

○ 議長（宮平喜文）

歳出、ほかに。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

商工費、1項商工費の54ページの一番下のほうです。公共トイレ・シャワー室等清掃委託費、これは令和6年度から阿嘉区のほうで阿嘉島にある公共トイレ・シャワーの清掃委託として受けている金額だと思います。なぜ時給も最低賃金プラス12円程度になっていて、これは国立公園の島として、あとは観光立村をうたう座間味村としてトイレ清掃、先ほども文江議員からありました、なかなかやりたい方はいらっしやらない。その中で、やはり報いるのはそういった給料でもって対価を支払うべき、そうじゃないとなかなか人は集まらない。その当時、去年ですね。なぜこの金額になったんですかという質疑に対して、松田課長及び副村長のほうが、ほかも最低賃金でやっていますからという話でした。その後、まずとりあえず一年間は予算的なこともあるし、まずはやってみないことではということで実施してきました。おかげさまで阿嘉島のトイレはきれいに保たれています。観光客の方からも喜ばれるぐらいきれいだねと言われています。今回この予算なんですけど、前から那覇市などのトイレ清掃だと、時給でいうと1,150円から多いところでは1,500円だとか、これはちょっとホテルのトイレ清掃とか客室清掃も入ってくるんですが、国立公園として観光立村としてこれだけPRして12万人を目指しているんですよ。来てもらいたい。それに対してのトイレ清掃というのは、かなり重要な事業だと思います。それに対して要望したんですが、なぜ同じような金額になったのか、なぜ要望がはじかれたのか、経緯を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

まず、前回も西田議員から話がありましたので、私もいろいろ求人情報を調べてみました。その中でやはりトイレ清掃だけというのがなくて、清掃スタッフ、トイレ清掃ありとか、そういったところの賃金しか調べきれませんでしたので、今回は据え置きでさせていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

もう金額は上げないからやらないということにはならないと思いますが、確かにそれでも国立公園として座間味村、世界が恋する海としてうたっていくのであれば、トイレ・シャワー施設はきれいに保つことが急務だと思います。今後、検討の余地はあるのかどうか伺ってもいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

トイレに関しましては、又吉議員からもありますので、課内でしっかり対応していきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

55ページ、商工費の使用料及び賃借料の中に、チケット販売リース料とあります。去年はさんざんチケット販売機のことでは私たちが質疑しましたけれども、これは今109万円というのは、どういった内訳か

教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらのチケット販売機リース料というのは、村営バスのチケット販売の自動販売機になっております。場所は青のゆくる館とキャンプ場に設置しております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

歴史文化にあるチケットは、前はリースだと聞いたんですけども、これは入っていないんでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

大変失礼いたしました。歴史文化に置いているものと計3台になります。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

健康づくりセンターのことで、今販売機があります。これは外部委託の事業者にあげたものなんですか。あちらに置かれているから、実際使っていらっしゃるのかよく分からないんですが、この機械は今どうなっているのか知りたいんです。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

恐らく委託会社にも話しして、シアタードームの券売機として利用していただいているものだと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

以前から古座間味に造ってほしい。ないと結局、青のゆくる館に帰ってきて支払わない人がいるということは何回も話しているんですけども、今後、古座間味の施設にチケット販売機を置く予定はないんでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

古座間味の施設にも置きたいということで、ずっと検討してきているんですが、やはり時間帯等と冬場、夏場とありますので、その課題の解決がまだできていない現状があります。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

じゃあこの古座間味に関しては、今度どういうふうになるか。そのチケット販売機を置くのかどうか。結

局バスのチケットを買わないでただ乗りするというケースは私も見たし、多々あることだと思っています。バスの売上げも少ない中、このところはちゃんとしたほうがいいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

55ページの備品購入費です。シングルハンドヨット購入費で300万円計上されています。先ほど午前中のほうでもちょっといろいろ議論しました。結局、これはセーリング競技における人たちにが使うためのシングルハンドヨット購入費となりますが、なぜこれを座間味村のお金で買わないといけないのか、まずその説明をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

まず、連携協定を結ばせていただいている中に、座間味村の役割というところで環境整備、可能な範囲での予算化とありますので、やはりセーリングの選手たちは、あちこち転々としていて移動も大変ということも伺っていますので、毎年冬場に来ていただいているので要望事項としてありましたので、ヨットを購入させていただいて、貸すことによって選手たちの負担が軽減できるのかなと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この協定ですが、午前中の話で地方自治法第96条の解釈の件で、あのときに休憩に入る前に松田総務課長のほうで、今下のほうで調べているという話がありました。私の地方自治法の解釈は、先ほども言いました、2020年オリンピック大会以降のオリンピック大会を見据えた冬季キャンプ実施に当たり、沖縄県の海域、座間味村の海域及び施設を可能な限り利用するとあります。ということは、これはもう長期的なものだと私は解釈しました。それでもし長期的なものに関しては、地方自治法のほうで議会にかけの必要があるよということを伝えました。だけれども村長部局のほうの回答は、いや、これは地方自治法の文言には当たりませんという解釈でした。そこでちょっとずっと平行線が続いたんですが、課長、調べていただいた結果、どういう答えになったのか伺ってもいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

午前中にも話がありました、まず地方自治法第96条の1項の第11項、条例で定める重要な公の施設につき、条例で定める長期かつ独占的な利用をさせることは議会の議決が必要であると記載されています。その中に条例で定める事項におきましては、座間味村の議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例があります。その中におきまして、一年を超える期間にわたり独占的な利用をさせるときは、地方自治法第96条第1項第11号の規定により、議会の議決を経なければならないという、西田議員からもありましたが、私たちの一年を超える期間にわたり独占的なという捉え方としては、一年間、例えば私たちの解釈では4月から3月、まず年度ですね。その一年間以上、独占的にというところを捉えております。今、基本的に協定を組んでいますのは、基本的に協定であって施設の利用は免除しますよという形ですから、実際に独占的な長期利用という議会に付すべき事項には該当しないと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この協定書には期限も何も書かれていないんです。ということは、令和7年度も令和8年度も令和9年度も10年度も、先ほど頂いた資料には2028年まで合宿予定、それは長期には当たらないということです。一年間の中で3か月、4か月というのは、これはもう長期に当たるものだと私は解釈しています。別にいいですよ。村長部局のほうは、「いや、私たちの解釈とは違います。」それはそれでいいんですけども、この事実、先ほどもらったものにも、ちょっと大まかなことだけ言いますけれども、その合宿期間中のフェリーの運賃、往復に関しても免除してほしいと。これが2024年12月18日から12日間行う。総勢32名のフェリー運賃を免除してほしいと。それ以外にも、2024年、2025年の冬季合宿スケジュールに応じて免除してほしいと。プラス先ほどの施設使用料を全部免除、宿泊施設も利用料免除、宿泊に当たり例規集には2,500円とうたっていますが、そこを510円にと。なおかつヨット3艇を購入してくれと。それに伴ってヨットの牽引に係る村の車につけるのかな、船を牽引する器具、これもつけてほしいと。あとはちょっと内容は分からないんですが、チャーター船、これの使用料も免除してほしいと。あれもこれも全て免除免除免除で、その中でヨットを買ってくれと。これは一体全体、先ほども言いましたけれども、議会にも諮らずに進めるという解釈はいいんですが、こういった事実、今実際に村民が使いに行っても使えなかったという事実もある中で、役場として今後の対応、苦しくなりません。であるならば、この協定書の文言に書いてありますとおり、円満な解決を図るものとする。なので一度見直して、議会を経てからこういった取組に今後進めていったほうがいいと思うんですが、それでも執行部のほうは、「いや、これは長期的には当たりません」ということ一本で進めていくという認識でいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的に、長期的かつ公の施設を一年以上独占的にという解釈ではありませんので、これは議会の議決は必要ないと思っております。しかしながら、まずは事の発端でお話しさせていただきましたように、まずセーリングが来たために村民の施設の利用者の方が嫌な思いをしたという、そこは大前提に押さえております。その中で私たち協定書を結んでおりますが、この施設は村民の方にもセーリングの方にも円滑に使っていくように午前中にも申し上げましたが、しっかり周知等をして、その辺はお互いがいいような方向で施設利用ができるような形にもっていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ただ、村民は先ほども言ったみたいに施設を利用するときにお金を払っています。それは村民割引で払ってはいるんですけども、なぜセーリングの方々は無料なのかというのも、それも私たちの水も使って、それでただなのかというのが、非常に村民としては納得できない。自分たちは払っているのに、何であつちはただなのというふうに思うのは、これは普通のことじゃないですか。それについて村長、お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

午前中も話をさせていただきました。その前に先ほど、ライフセーバーの話もありましたけれども、ライフセーバーのような方々がいらっしゃっても、もちろん地域貢献をしていますから、しっかりとそういった

協定を結ぶことで免除あるいは減額というのもしっかりやっていきたいというふうに思っておりますし、セーリングに関しても同じような考え方、先ほど松田課長からもあったとおりだというふうに私は認識しております。松田課長からもありました、お互いの連絡不足があつて村民の方々が使えなかったときがあったということに関しましては、私たちとしては、しっかりと改善をしていこうというふうに思っております。そういった中でも、例えばサップのメンバーとこのメンバーと一緒に練習をしてみたりとか、いろんなところで島にも相乗効果があるというふうに捉えておりまして、そういったところも含めて、ましてや日本の代表でもありますので、そういった方々がある程度、自腹を切りながらもこの合宿に来ている部分も多少あるところもあると聞いておりますから、お手伝いできるところはしていきたいということでございますので、そこは御理解いただきたいと思います。そして、村民割とはいえ100円を払っているよとか、お金を払っていますよねという話は、確かに承知はしております。しかしながら、私からお願いをしたいのは、その部分だけを切り取って見ていただかないで、全体的な座間味村行政の中でいろいろなことを私たち行政としてはさせていただいております。午前中も言いました、船舶運賃の料金設定を安くさせていただきました。これは沖縄県の予算とはいえ、その仕組みは座間味村、私たちのほうでつくらせていただいたり、いろいろな仕組みをつくっております。その中でも4月から始まります、卒業する子供たちに対して入学祝い金で、中学に入学する子供たちには2万円でしたか、3万円でしたか、準備金を準備させていただいたり、あるいは高校に進学する子供たちに対しての上限20万円の支度金を準備させるという制度も次年度から始まります。高校生に対しての医療費の無償化も次年度から始まります。いろいろなことで村民の皆様にも住みごちのいい村になるように、私どもは一生懸命させていただいているというのも、ぜひ御理解をいただいて、全体的に見たときにどうなのかというのも議論させていただければありがたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

それはそれ、これはこれになると思いますが、だからといってこれを容認するのは、全然話の筋が違うと思います。この中身です。さっき配っていただいた資料、このフェリーの免除だとか、ボートを買うはここに載っていますけれども、実際、使用料の予定がありますよね。今後の合宿をするこの予定で、本来、施設を座間味村のルール上、徴収した場合、幾らぐらいになるのか試算で出せますか。それが免除になるという数字を出していただきたいんですが。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

お答えいたします。まず全部が全部今のところ免除にはなっておりません。あくまで要望としていただいまして、今吉之介議員が言う、もし全額免除になった場合、どのくらいの経費がかかるかというのは、計算しないと出せませんので、今すぐ出せと言われたら出せません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

令和 7 年度の大きな予算になりますので、その辺は年度が始まる前にある程度の把握をしておかないといけないと思いますし、私としても地域住民の方にも説明ができません。なぜあそこは免除でここはお金を払わないといけないの。そもそもですけども、このオリンピック委員会の方々、この方々の予算書とか見たことはありますか。なぜ座間味がこれだけ座間味村として負担しないといけないのか。向こうの収支報告書とかは御覧になったことはあるか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

見たことはありません。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

ということは、向こうのお金の流れも分からないまま、座間味村、お願いだからということで協定を結んでいるから、座間味村が本来得られるはずの収入も得ない。買わなくてもいいものも買わないといけないに對して、どうも私は説明がこれ以上、村民の方に質問されたときにできないんですけれども、なぜ向こう側の収支等も鑑みて、じゃあここまでだったら座間味村はできますよ、ここからは、いやいやそちらもお金あるんだから、そこはしっかりやってくださいと。我々も運営している側のメンツとして、何でもかんでも免除はできませんよという議論ができると思いますが、そういったのは今後されていきますか。今回、もし全て免除にした場合、実際どれぐらい収入があったけれども、それがなくなりますよという資料は、今回じゃなくて過去 3 年遡って作成していただきたいです。実際にこれまでのヨットの方々に来てくれたおかげで、銀メダルを獲ったという経緯も分かりますけれども、それに応じてどれだけ我々も本来入ってくる収入が入ってきていないのかというのを、ちょっと過去に振り返って見てみたいので、よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

過去 3 年の今までの免除した金額ということで、各課に分かれますので申請内容を確認して数字は確認したいと思います。全部が全部免除ではないです。あくまでこちらは要望を受けた段階の資料となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

これは返答されていないんですか。例えば、ここにはあたかも合意していますという文言もありますし、中には、これまでどおり食堂兼研究室、プレイルームの使用に関しては、使用料全額免除、その他、お風呂、シャワー、洗濯機に関しても全額免除を引き続き継続をお願いいたしますとありますが、これはまだ合意はされていないという認識でよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

私たち船舶・観光課においては、担当課になっておりますが、各施設の使用については、各担当課となっ

ております。今回、やはり指定管理になりました。そこで村とセーリング連盟との調整が非常に遅くなってしまったという原因がありますので、そこはしっかり連携を密に取って指定管理ともやっていきたいと思いをします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

話がちょっとかみ合っていないので追記させていただきます。恐らく仲宗根課長が言いたいのは、これが全部免除になっていないという細かいところを説明したかったと思うんですが、まず基本的に船のほうも一部免除、これで見たら全部免除みたいな感じで捉えられるんですが、一部免除です。今言うように、歴史文化センターのところは施設免除、交流センターは減免という措置になっていまして、ボートの使用料とヨットの使用料は徴収しているということになっております。今、仲宗根課長が言いたかったのは、全部免除はそのとおりではないですよという中で、そのボートの使用料とか、ヨットの使用料、また船は一部減免していますが料金は徴収しているよというところを説明したかったと思いますので、ちょっと補足で説明となります。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

この紙を見ますと、協定書の細かい内訳です。現在の JOC 強化拠点は、以下の 4 点となります。和歌山ナショナルトレーニングセンター、江の島ヨットハーバー、堺港公共マリーナ、座間味ヨットハーバーとあります。座間味ヨットハーバーがどこのことなのか、ちょっと分からないんですけども、このほかの 3 か所はやっぱり大きいですね。座間味は本当に小さい村なんです。この小さい村に同じかどうかちょっと分からないんですけども、そういう負担をさせるということは、大きいところだったらそんなにへでもないと思います。そういうことは。ただ座間味は本当に小さい村です。そのところを考えて協定書も考えなければいけない、村長は負担にはならないという考えかもしれないんですけども、村民にしては村民の税金なので、やっぱりそれを監視するのは私たち議員の仕事だと思っています。だから今回のような問題が出てくるのかなと思っています。そういう中で、大きいところと比較するんじゃなくて、小さい村なんだから、そこは JOC にも話をして、これだけはちょっとできませんよということをおっしゃらないと、何でもいいです。はいはいはいではやっていけないと思います。実際に本当に座間味はいい海だと思っています。これは私たちの宝なんです。そこにクジラも来ます。クジラが出産したり子育てしている場所でもあります。それを守っているホエールウォッチング協会、また島の方々がいらっしゃいます。だからそういうこともあって、海域をどうぞ使ってください、座間味の施設を全部使ってくださいというのではなくて、それはやっぱり村民との合意が必要じゃないかなと私はすごく思います。だから今回みたいな話になってくる。村長は村長の権限でやっておられるかもしれないんですけども、これはみんなの島なんです。そこをちょっと村民の長として勘違いしているかなと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほどから話をさせていただいておりますが、権限は使っておりません。行使しておりません。裁量の中で仕事をさせていただいているというのは、改めて申し上げたいと思います。そして日本セーリング協会連盟の皆さんが、あれもやれ、これもやれというのを全部私が受けているということでもございません。私ど

もにできるお手伝いをさせていただいているという認識でございます。確かにおっしゃるように、4か所の拠点がございます、その4か所をそれぞれ自治体は違いますし、施設も違います。私たちにできるお手伝いをしっかりとさせていただいているということは御理解いただきたいと思います。そしてなぜ沖縄なのかという話になってきますと、座間味なのかといいますと、プロ野球でもサッカーでも同じなんですが、少しでも暖かいところでやることで、特に海ですから故障がしにくいとか、実際に沖縄以外ではヨットに乗れる期間ではございません。4月かはシーズンに入っていくそうなので、その冬場でどれだけ鍛えることができるかということで、沖縄の地を探してきたということでございます。これは私の裁量だという話をさせていただいておりますが、私が村長になる前からそのような形で全日本の皆さんがここで合宿をしていたという事実もあり、それを引き継ぐ形で、さらによりよくやっていくために連携協定を結ばせていただいたというふうなことでございますし、ボートに関しましては、先ほど言ったように、全てがただということではございません。取るところは取らせていただいています。今回のヨットの購入の話でこれからまた議論になると思いますが、それも300万円で購入しますけれども、歳入のほうを見ていただいたとおり、年間100万円の収入を見込んでおりまして、これはそれからすると3年あればペイはできますし、そういったところを含めて先方も私たちのところから全てをただで使わせてもらうというふうな算段で座間味村を選んだと。座間味村が何でもオーケーするから座間味村に行くんだということではないということは、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

60ページ、1項の消防費を伺います。12節の備蓄庫施工管理、これをもう一度具体的に詳細をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これはまず61ページの14節の工事請負費にあります、座間味村防災力強化事業ということで、その工事の施工管理委託となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

これは備蓄庫の中身の話ではない、外身の話ですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

12節の座間味村防災力強化事業の委託料に関しては、14節の座間味村防災力強化事業の施工管理委託となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

では14節の工事請負費、座間味村防災力強化事業（車庫・備蓄庫）1億1,776万6,000円の詳細を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

座間味村防災力強化事業の工事請負費につきましては、座間味島の消防車の車庫の改築です。そこに遺体安置所も含めた遺体安置所、また2階は消防団の遺体を安置する際の待機所として予定しております。この備蓄庫につきましては、古座間味の上のほうのところに備蓄庫を設置しようかと考えております。事業内容は以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

阿嘉・慶留間においてはどうなっていますか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今、阿嘉・慶留間におきましては、まだ調整はしていないんですが、今年度調整をしながら、そういった場所とか消防車庫の必要性、また遺体安置所の有無も阿嘉・慶留間の消防団員と調整しながら進めていけたらなと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これは離活で一括交付金でやるやつですよ。なぜ座間味だけいつもファーストなんですか。なぜ阿嘉・慶留間も一緒にこれをまとめて行わない。なぜいつも座間味ファーストになるのかお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的に当然、座間味も阿嘉も考えておりました。その中で現在、例えば阿嘉の今の消防車庫も含めてなんですが、そこが保安林に入っているため、次の選定場所の件もありましたので、先に座間味からという形になっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ということは、保安林の場所を移動して検討する、もしくは保安林解除に努めてこの話を前に進める、どちらかでいくという認識でよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には、そのように考えております。また前日も保安林の件で産業振興課長からもいろいろありまして、実際、緊急性とかその辺も出てきますので、現在の場所にやるにしても、すぐに行えるかというところには、まだ調整はしていないんですが、極力やはり座間味のほうも遺体安置所を設置して、阿嘉・慶留間のほうにもというのは考えていますので、決して座間味だけに置くという考え方ではなくて、今回はそういった土地の中で流れが座間味になったというところだけは御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

これに含まれるかちょっと分からないんですけども、その上の委託料で強化の事業として 9 9 4 万 3, 0 0 0 円というのがあるんですけども、これは前に私が言っていた阿真の上に何も備蓄庫がないという話と、あと古座間味の上はどうなっていますかという質疑を何回かしていたんですけども、それに関しては、これには入っていないということですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

先ほども申し上げておりますが、まず委託費の前段に（離活）座間味村防災力強化事業におきましては、この 1 4 節の工事費の施工管理の委託費となっております。一番目の金額が 6, 7 9 8 万円の予算計上されておりますが、これは防災無線の改修となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

では令和 7 年度で備蓄倉庫、阿真の上のほうと古座間味の上、何か考えると前におっしゃっていましたが、それはこの防災のほうにはないということですか、予算的に。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今現在のところは行っています。まず古座間味の上のほうとありましたので、まず離島活性化事業、一括交付金事業がありますので、その中で自分たち総務課がどれだけ使えるかという、その交付金を活用してそういうものを整備していきたいと思っていますので、今回はンビリのほうの上のほうの備蓄庫等を整備しながら、今御指摘のあった阿真のほうは、また林道を管理している産業振興課との調整も必要となってきますので、道路沿いに設置するのかとか、そういった場所があるのかも含めて検討していきたいと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

5 番 中村秀克議員。

○ 5 番（中村秀克議員）

同じ工事請負費の座間味と阿嘉地区の消火栓工事なんですけど、慶留間地区も 2 か所に消火栓があるんですが、1 か所空白地帯、ちょっと世帯が多いところで消火栓がないところがあって要望したいんですが、前に村長が 1 期目か 2 期目のときの渇水の時期に、慶留間区から 2 トンのタンクを 2 台借りて、フェリーから水を運んだときに、これはまだ返却になっていないと、前に休憩時間か何かで言ったと思うんですが、それが

多分座間味浄化センターにまだ保管されていると思いますので、そのタンクを利用して一番西側の教員住宅を利用して雨水をこちらに、消火栓をつなぐ工事もあるはずですから、一番安上がりで移動して配管、パイプをつないで水をためて、防火水槽みたいな感じで造れないかどうか、これの検討をお願いしたいと。これは予算に直接関係はないんですけども、よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

この辺は確認して、対応できるかも含めて前向きに検討していきたいと思います。ちなみにこれは場所的には。

○ 議長（宮平喜文）

5 番 中村秀克議員。

○ 5 番（中村秀克議員）

一番西側にある 2 階建ての教員住宅があるんですけども、慶留間の一番西側、そこが下水道でつながっています。もともとあった浄化槽のスペースがちょうど空いているんです。そこにタンクが置けないか。そして雨水を利用して水をためておいて、慶留間地区の小さい消防車とのパイプと連結して消火活動ができるような体制をもってくれば、消火栓をつけるよりはまだ早くできるんじゃないかなと思うんですけども。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今口頭で聞いただけでは、ちょっと私も分かりかねるところがありますので、担当と私なり現場確認して、どうしても消火栓が届かない位置に関しては、ちょっとそこら辺の整備は必要だと思いますので検討していきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

77 ページ、2 項の公営企業費、航路事業に対して一般財源のほうから 1 億 1,006 万 3,000 円が繰出金で計上されています。これの詳細をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらの詳細については、主に航路に補助金として支出しまして、航路事業としては、人件費、償還費、修繕費等に充てる予定となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

航路事業だけで賄えないので、この一般財源から繰り出すという認識でよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

議員のおっしゃるとおりです。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今後、もう航路会計、言えばチケット代と車両運搬、その他もろもろの収入だけではちょっと採算がもう取れない、赤字状態だと思います。一般財源から繰り出す。また一般財源の予算も限られていますので、これが結局圧迫を起して財政的に厳しい状況を生み続けるのではないかと危惧しています。航路会計のチケット料金の値上げだとか、そういったものの検討は、この令和7年度は行われるのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

船賃値上げにつきましては、今年度から離村の渡嘉敷村、粟国村とも話をしておりまして、また国の総合事務局にも料金改定のやり方等の今依頼をかけているところでもあります。令和7年度においては、できるだけ早い段階で値上げができたならと考えております。令和7年度の早くて10月1日から上げられたらと思いますが、今、国にも照会しているところですので、期間的なことはまだ未定というところです。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

教育長がちょっと暇かなと思っています。教育長に質疑です。63ページの一番下、交際費で17万2,000円、教育長交際費が上がっています。昨年を見ると7万円で、かなり10万円以上アップしているなと思うんですけども、ここの詳細を教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

垣花 健教育長。

○ 教育長（垣花 健）

お答えします。細かい数字の算定については課長のほうで答えますけれども、理由としては、4年に1回、離島研修ということで教育長会が離島で行われます。去年は渡嘉敷でやりました。その前は粟国村ということで持ち回りでやっていて、令和7年度は座間味村開催ということで、私もそうなんですけれども、行きますと向こうからいろんな手土産を皆さんに渡されるんですけれども、そういったことでの費用です。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

ただいま教育長が答弁したとおりなんですけど、大まかには、お土産代で近海離島の4村のお土産代となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

これは島尻の離島と今年やられるということですね。分かりました。

○ 議長（宮平喜文）

歳出、ほかに。5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

次年度の一般会計とは直接今関わらないんですけども、将来、蛍光灯が一番大手のパナソニックが20

25年度で生産中止、ほかの蛍光灯メーカーも2026年から2027年にかけて蛍光灯の生産中止ということで、庁舎は新しいのでもLEDですけれども、各公民館、公共施設の古い建物は、まだ蛍光灯だと思います。だからLEDの器具もろもろを変えると、相当なお金がかかりますので、それが多分目の前に来るとぼんぼん買いためが来ると思いますので、その前に備蓄して今ある器具を利用したまま蛍光灯を替えるか、LEDも蛍光灯の機種によっては内部の回路変更みたいな感じで今の器具でも使える、これをLEDに改造するか、そのままLEDを大量に仕入れて、次のために予備としてストックしておくということを、ぜひ考えていってもらいたい。要望です。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

蛍光灯問題につきましては、村長をはじめ総務課のほうでは把握しております。確かに相当な経費がかかりますので、基本的に村の中で一番経費がかかるのは学校施設かなと考えております。その中でまだ教育委員会のほうにはお話ししていないんですが、例えばこれも一括交付金を活用して他市町村では整備とかされているところもありますので、そういった事例も見ながら、まず大きな学校施設が恐らく3校で一番蛍光灯の量も多いだろうなと考えていますので、その辺の対策は教育委員会部局と調整しながら、そういった予算の確保にも努めながら、段階的に整備できたらと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

これまたあまり直接関係ないんですが、慶留間港の港湾整備についてですが、三、四年前に慶留間港の棧橋先頭部分に、波除堤の県での予算が下りて、ボーリング工事をしたんですが、完全な工事の入札が下りないということで、もう3年前、4年前になりますけれども、この工事はそのまま流れて頓挫したのかどうか、継続されているのかどうかお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

やっと出番が来ました。よろしくお願いします。この件につきましては、5年ほど前にボーリング調査を行っております。そして波除堤整備に向けた入札まで行ったんですが、不調に終わってそれ以降、なかなか予算の確保ができないということで、現段階では工事は入っていない状況にあります。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。今慶留間の船舶を利用する方々は、これより先にスロープの凸凹のブロックの継ぎ目同士のくぼみの損傷が激しくて、波除堤に行くにも船が上げ下げするだけで、台車も船も壊れるんじゃないか、バウンドするわけです。勢いよく引っ張らないと上がらないものですから、だから波除堤ができる前にということで、このスロープの四角いブロックの入れ替えか継ぎ目の補修か、一番手取り早いのは、西側に砂防堤を造る。向こうから石が台風時に流れてきて、スロープを削っていくわけです。原因がそれだということで、あの波除堤よりも先にこっちをしてくれないかなという要望がありますので、県の担当者ちょっと相談してみてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

実は、先ほど答弁したのは、当時の港湾課の班長が、現在、空港課の課長となっております。そこで波除堤の状況を聞いたら、予算がつかれないから今工事はできない状況というふうに聞いておりますので、県としてはボーリング、そして設計、そういった工事まで事業を進めておりますので、これを急にスロープに変更というのは厳しいんじゃないかなというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

追加工事ということでスロープも一緒にという贅沢な要望ですけれども、いわゆるキンパク財産ですから、壊れてしまったらアウトですので、その辺は追加でできないかということでもよろしく願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

この波除堤と併せて追加でお願いできないかどうかは、7月、8月に行われます港湾課とのヒアリングの場でちょっと要望を出していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

よろしく願います。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

朝からいろいろ話をされているセーリングの協定書を鑑みても、恐らく令和7年度の予算書の中、細かいところで見えないところになってくると思いますが、歳入の部分に本来入るべきである使用料が免除という形で免除申請されることで計上されないだとか、全部ではないと言いますが、少なからず村民が当たり前に払う使用料を免除免除という形で進めていく、まず方針に対しても反対ですし、しっかり協定書も文言の解釈の仕方はあると思います。だけど私は座間味村全体で使っていくには、こういった協定書、特に長年にわたって施設を使うものに当たっては、しっかりと議会で審議された上で免除についてもいろいろ議論した上で行っていかないと、私は村民に質問されても説明ができないということに陥りますので、あんたたち議会は何をやっているんだと言われかねないと思います。なので今回の予算ですね、本来入るべきところが反映されていない件、あとは村民の税金を使ってシングルハンドヨットの購入、これが今本当に必要なのかというところをもって、この予算には反対したいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

次に、原案に賛成者の発言を許します。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

今、西田議員からもありましたが、朝からＪＯＣの件で討論されています。私としては、この議論がまた予算とは別の部分でもあるのかなと思うところもあります。ヨットの購入に関しては、３年でペイできて、その後は利益につながるという部分もあるので、特に反対する部分はありません。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

これで討論を終わります。

これから議案第１６号 令和７年度座間味村一般会計予算について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と言う者あり）

議案第１６号に異議がありますので起立によって採決します。

本案に対して賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって議案第１６号 令和７年度座間味村一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会します。

散 会（午後４時１５分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

議 長 宮 平 喜 文

署名議員 西 田 吉之介

署名議員 垣 花 太 郎